

県南広域振興局長告示第 126 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人協同光陽会	奥州市江刺区玉里字青篠 2 番地 1	協同光陽会指定訪問介護事業所	あつぷるホーム指定訪問介護事業所	奥州市江刺区玉里字青篠 2 番地 1	平成 18 年 3 月 1 日

2 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人協同光陽会	奥州市江刺区玉里字青篠 2 番地 1	協同光陽会指定居宅介護支援事業所	あつぷるホーム指定居宅介護支援事業所	奥州市江刺区玉里字青篠 2 番地 1	平成 18 年 3 月 1 日